擁壁の築造替えの取扱い

位置及び高さの変更が生じない擁壁の築造替えは土地の形質変更と扱わず、盛土規制法の許可の対象となりません。

盛土規制法の許可が不要な場合でも、地盤高低差が 2m を超える場合、建築基準法に基づく工作物申請が必要となる場合があります。

(許可不要の考え方)

